矢板市スポーツ合宿促進事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、矢板市のスポーツツーリズムを推進するため、宿泊を伴うスポーツ合宿を開催する団体に対し、予算の範囲内において報奨金の交付及び市の特産品等を贈呈することにより、スポーツ団体との顔の見える関係を築き、継続的な交流人口の増加を図るとともに、特産品のＰＲ及び経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 宿泊施設　旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）に規定するホテル営業又は旅館営業、簡易宿所営業に該当する施設及び住宅宿泊事業法（平成２９年法律第６５号）に規定する住宅宿泊事業者が営む施設
2. 延べ宿泊者数　開催日前後において、市内の宿泊施設に宿泊したスポーツ合宿の参加者（指導者を含む）に、泊数を乗じた数

（対象）

第３条　事業の対象は、次の各号に定めるものとする。

1. 市外のスポーツ団体（以下「団体」という。）が行う、１つの団体の延べ宿泊者数が１０人以上あるスポーツ合宿を対象とし、同一年度に１回のみとする。
2. 市のスポーツツーリズムの振興に寄与するもので、市長が特に認めるもの

（申込み）

第４条　事業を利用する団体の代表者は、矢板市スポーツ合宿促進事業申込書（別記様式第１号）を市長に提出するものとする。

（報奨金の交付等）

第５条　市長は前条の申込があった場合には、団体の代表者に報奨金の交付及び市の特産品等を贈呈することができる。

２　報奨金の額は矢板市体育施設設置及び管理条例（平成１７年矢板市条例第３３号）第２条に規定する体育施設の使用料相当額とし、特産品等の額は、１０，０００円以内とする。

（事業の実施）

第６条　市長は、市が指定する法人その他の団体に事業の全部又は一部を行わせることができる。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和２年３月２３日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、令和２年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別記様式第１号（第４条関係）

　　年　　月　　日

矢板市長　　　　　　　　　様

申請者　住　　所

団 体 名

氏　　名　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

矢板市スポーツ合宿促進事業申込書

　次のとおり利用したいので、申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 合宿の期間 | 年　　月　　日（　　）曜日～  　　月　　日（　　）曜日　（　　　）日間 |
| スポーツ種目名 |  |
| 参加人数  （指導者含む） | 男　　　人、女　　　人　合計　　　　人 |
| 宿泊人数  （指導者含む） | 男　　　人、女　　　人　合計　　　　人 |
| 団体の年代層 | 小学生以下、中学生、高校生、大学生、一般、その他 |
| 利用したスポーツ施設の名称等 | 名称： |
| （上記が矢板市体育施設の場合）使用料：　　　　　　　円 |
| 宿泊施設の名称 |  |
| 宿泊施設の証明  （※宿泊施設が記入。押印のないものは無効） | 上記のとおり、宿泊したことを証明します。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |